

令和7年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務

2 業務目的

兵庫県では、人口減少下においても地域が活力を維持し、県民が将来への希望を持てる社会を実現するため、「兵庫県地域創生戦略」（以下「戦略」）を策定し、若者の県外流出拡大、出生数の減少加速、地域間格差の拡大などの課題解決に向けて、様々な施策を実施している。

戦略の基本理念では、兵庫のポテンシャルを最大限に発揮し、兵庫で働きたい、暮らしたいという希望が叶えられ、自分らしく活躍できる地域を目指している。そのため、「縁」をキーワードに、多様なつながりによって新しい価値を生み出す共創の取組を五国に拡げていくことが重要である。

本事業では、タブロイドやWEBコンテンツ等の各種広報媒体を複合的に活用し、本県を取り巻く現状や目指す姿に向けた取組内容等に係る広報を広く展開することで、「面白くて魅力的な兵庫で働きたい、暮らしたい」と思える人を増やし、兵庫への定着促進につなげる。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 事業費

金9,862,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務の概要

(1) 広報戦略とそれに基づく広報手法

本業務の目的達成に向け、広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

対象は兵庫県民だけでなく県外の人も対象とし、戦略推進プロジェクトの取組を通じて、人や地域の魅力、兵庫で働く・暮らす楽しさなどを効果的・効率的に広報・PRすることを前提として、画期的な広報手法や魅力的な広告デザイン等を提案し、委託者と協議して実施すること。

具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。

なお、提案にあたっては、(2)(3)を基本としつつ、他に効果的な広報手法がある場合は、効果や具体的な内容について提案すること。

【戦略推進プロジェクトについて】

戦略の基本理念のもと、地域創生の実現に向けて重点的に取り組むべき課題への対応を「戦略推進プロジェクト」として設定

名 称	キーワード
①若者・Z世代応援プロジェクト	若者の学び・しごと、県内定着、子育て

②ひとりじゃないプロジェクト	孤独・孤立や課題を抱える方への対策
③外国人「第二のふるさと」プロジェクト	外国人労働者・留学生支援、多文化共生
④五国の”ナリワイ”育みプロジェクト	地場産業、技術革新(AI等)、観光促進
⑤ひょうご五国豊穰プロジェクト	産地支援、ブランド強化、生産性向上
⑥五国のご縁(五縁)プロジェクト	地域間交流、移住、地域資源

(2) 「ひょうご地域創生通信vol.11」の企画・制作・発送

本県では、「兵庫に興味を持ってもらう」ことを目的に地域創生にかかる広報紙を発行している。

本県を取り巻く現状や目指すべき姿、地域創生に係る取組内容等をわかりやすくまとめたタブロイド等を企画・制作し、発送すること。

① 規格等 (vol.10を参考に記載)

- ア 名称 : ひょうご地域創生通信
 - イ サイズ : タブロイド判
 - ウ ページ数 : 8ページ程度
 - エ 印刷部数 : 1万部 (県が提供するリスト先へ発送)
- ※名称、サイズ、ページ数は、提案内容に応じて変更可能

② 掲載内容

戦略推進プロジェクトを中心とした本県が取り組んでいる施策の紹介・特集
なお、取材先、取材方法等については、委託者と協議すること。

③ 発送

県から提供する送付先リストにタブロイド紙等、説明資料 (A4) 1枚を送付する。
※参考: 昨年実績148ヶ所 (県内)

④ 納品

- ア 納品物 : 1万部の内、③で発送した残り
再編集可能な成果物の電子データ (DVD-R等) 1部
- イ 納品場所 : 兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課または同西館2階企画部倉庫
- ウ 納期限 : 令和8年2月27日 (金)

⑤ その他

- ア 提案をする際は、全体構成イメージを作成し、提示すること。
- イ 取材写真撮影・イラスト制作にかかる費用・著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。
- ウ 制作する広報物への広告掲載は認めない。
- エ 完成物のさらなる活用方法があれば提案すること (印刷部数の増刷可能)。

※参考情報

- ・兵庫県地域創生戦略(2025～2029)、令和7年度アクション・プラン
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/2025chiikisousei/sennryaku.html>
- ・これまでの「ひょうご地域創生通信」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/tiikisouseituusinn.html>
(vol.10は「地域創生フェス」を特集していたため、vol.9以前を参考とすること)

(3) 広告紙面掲載・WEBコンテンツ等の広報展開

(2) 以外に広告紙面やWEBコンテンツ等、多様な方法を活用し、広報を展開すること。

① 媒体

- ア WEBや紙面掲載だけでなく、他に効果的な媒体がある場合は加えること。
- イ 展開方法・期間等については提案書に記載すること。
- ウ 映像等の納品可能な広報物を制作する場合は、再編集可能なデータと合わせて、原本を納品すること。

② 発信内容

- ア (2) の内容を基本としつつ、広報媒体に応じた発信内容とすること。
- イ 広報対象のターゲット層を明確にし、配信内容について創意工夫を行うこと。

③ その他

- ア 提案をする際は、全体構成イメージを作成し、提示すること。
- イ 取材写真撮影・イラスト制作にかかる費用・著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。
- ウ 制作する広報物への広告掲載は認めない。

6 業務実施上の留意点

(1) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を県に提出すること。

(2) 業務の進捗管理

本件業務の進め方について、受託者は県と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

- ① 本件業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知すること。

知徹底のうえ、業務遂行にあたること。

③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(4) 成果物の利用（二次利用）

本件業務の成果物にかかる著作権、所有権は、県に帰属し、県は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。ただし、成果物に含まれる著作物等のうち、受託者又は第三者が従前から保有する権利物に関する権利は、受託者又は当該第三者に留保されるものとし、受託者は当該権利物につき、県がこの契約に従って成果物を使用するために必要な権利処理を行うものとする。なお、広報展開に受託者自らの発行する媒体又は関連する媒体における広告等を含む場合は、受託者は、当該広告を自らの媒体又は関連する媒体のデジタルアーカイブ等に、対価の支払を要することなく掲載することができる。

(5) 機密の保持

受託者は本件業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本件業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本件業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(8) 再委託

本件業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為につい

て、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(9) その他

- ① 受託者は本件業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は本件業務の終了後、実績報告書を作成し、令和8年4月10日（金）までに県に提出すること。
- ③ 本件業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑤ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。